

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日公布、令和4年4月1日施行他） 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年4月30日公布、公布日施行他）	
【改正の概要】		
<p>【令和2年度税制改正関係】①</p> <p>○愛媛県県税賦課徴収条例 法人県民税</p> <p>○愛媛県森林環境税条例</p> <p>国税においては連結納税制度からグループ通算制度（各法人が個別に法人税額の計算・申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとするもの）へ移行することとなるが、地方税については連結納税制度を採用していないことから、引き続き現行の基本的な枠組みを維持しつつ所要の措置を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係】</p> <p>○愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p>②総則（徴収の猶予制度の特例）</p> <p>収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。</p> <p>※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。</p> <p>③自動車税環境性能割（臨時的軽減の延長）</p> <p>自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>④不動産取得税（耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化）</p> <p>耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修し、取得の日から6月以内に居住の用に供した場合の不動産取得税の特例措置について、工事終了後6月以内（令和4年3月31日まで）に居住の用に供したのものについても適用する。</p> <p>⑤個人県民税</p> <p>(1) イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用</p> <p>文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等のうち条例で定めるものについて中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、個人住民税における寄附金控除の対象（20万円を上限）とする。</p> <p>(2) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化</p> <p>消費税率10%が適用される住宅取得者のうち、令和2年12月31日までに居住の用に供した者については住宅ローン控除の控除期間を3年間延長（10年間⇒13年間）できる特例について、その対象者が令和3年12月31日までに居住の用に供した場合についても適用する。</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>		
施行日	① 令和4年4月1日	
	② ③ ④ 公布日	
	⑤ 令和3年1月1日	
【その他参考事項】		